

【震災対策編】

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第2節 警戒宣言発令時等の活動体制

警戒宣言発令時等の組織の整備、人員の確保により、予想される地震に対する防災応急対策を円滑に実施する。

第1 東海地震に関連する情報時の体制

村長は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、第3章第2節「非常参集職員の活動」により配備体制をとり、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 公立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

第2 白馬村地震災害警戒本部

警戒宣言が発せられた場合は、「白馬村地震災害警戒本部」を設置し、対策を実施する。

1 組織

組織形態は、白馬村災害対策本部に準じた形態とする。

2 設置時期及び設置場所

設置の時期は、地震防災に関する警戒宣言が発令された時期とする。
設置場所は、村役場庁舎2階会議室に置く。

3 所掌事務

概ね次の事項を実施する。

- (1) 警戒宣言、地震予知情報の村民等への伝達及び地震防災上必要な情報の収集、伝達
- (2) 県への報告、要請など、県との地震防災活動の連携
- (3) 避難の勧告・指示（緊急）等又は警戒区域の設定
- (4) 消防（水防）団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の基準
- (5) 消防・水防等の応急措置
- (6) 避難者等の救護
- (7) 地震災害に備えた食料・医薬品等の確保・基準
- (8) 行政区、自主防災組織等の防災活動の指導・連携
- (9) 火災、水害等の防除のための警戒
- (10) 火災の発生防止、初期消火についての村民への広報
- (11) その他地震に対する防災応急対策

第3 職員動員計画

職員は警戒宣言が発せられた場合は、次の区分により行動する。

1 課等の長

課等の長は、勤務時間の内外を問わず直ちに警戒配備につき、部内における防災応急対策の指揮命令にあたる。

課等の長は、課内における防災応急対策を円滑に処理するため必要がある時は、所属職員の中から防災応急対策要員を指名する。

2 総務課職員

総務課の各係長及び防災担当者は、勤務時間の内外を問わず直ちに警戒配備につく。

3 防災応急対策要員（課長等に指名された職員）

防災応急対策要員は、勤務時間の内外を問わず直ちに警戒配備につく。

4 配備要員の増員又は交替

本部長（村長）は、1から3までの要員を増員する必要がある場合、又は配備要員が長時間その業務に従事したことにより、健康上その他の問題があると認められるときは、要員を増員又は交替させることができる。

本部長（村長）は、当面の防災応急対策が終了し、警戒配備の期間が長期に及ぶと見込まれる時は、計画的な交替体制を整備する。

第3節 情報収集伝達計画

警戒宣言発令時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施し、防災応急対策のための活動に支障のないよう対策を講ずる。

第1 地震予知情報等の受理

警戒宣言、地震予知情報等は、県の防災行政無線等を用いて伝達される。

県から通知された地震予知情報等は、勤務時間内にあつては総務課長が受理し、勤務時間外にあつては、日直、電話当番対応者が受理し、総務課長に報告、夜間、その他の場合は、災害情報をもとに総務課長（課長補佐、防災担当）及び建設課長が登庁する。

東海地震に関する情報の種類

東海地震に関連する調査情報（臨時）	○観測データに通常とは異なる変化が観測され、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合
東海地震注意情報	○東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合
東海地震予知情報	○警戒宣言発令 ◎東海地震が発生するおそれがあると認められた場合

第2 地震予知情報等の伝達

1 実施責任者

総務課長は、警戒宣言、地震予知情報及びその他の地震情報を収受したときは、直ちに全庁内、区長等に伝達するとともに、村民に周知する。

2 実施方法

(1) 伝達手段

- ア 庁舎内においては、庁内放送
- イ 村有施設等に対しては、FAX
- ウ 村民に対しては、次節「広報計画」による

(2) 伝達内容

- ア 地震予知情報等の内容
- イ 措置すべき事項の概要
- ウ 留意すべき情報の伝達方法等

3 情報の収集伝達

収集あるいは伝達すべき主な情報の種類は次のとおり。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の防災応急対策の実施状況
- (4) 情報の変容、流言等の状況
- (5) 避難の勧告・指示（緊急）又は警戒区域の設定

- (6) 消防(水防)団員の配備命令
- (7) 村内事業所等に対する防災応急対策実施の指示

第4節 広報計画

警戒宣言発令時における人心の動揺、流言ひ語等の各種混乱を防止し、村民をはじめ行政区、自主防災組織等が的確な防災対策を行うために必要な広報に努める。

第1 実施責任者

総務部総務班長は、地震予知情報等の伝達を受けたときは、広報手段の特性に応じ、広報文等の内容を検討し、的確な広報活動を実施する。

第2 実施方法

1 主な広報事項

警戒宣言発令時における村民に対する、民心の安定及び防災活動上広報すべき事項は、その文案、優先順位、広報主体をあらかじめ定め、迅速かつ適切に行う。

- (1) 地震予知情報等の内容
- (2) 予想される災害の種類と場所
- (3) 出火防止と家庭における防災対策の呼びかけ
- (4) 事前避難の必要な地区、施設及び避難場所・方法等の指示
- (5) 各種情報の提供方法

2 広報の手段

現在、本村において実施できる広報手段は次のとおりである。

- (1) 白馬村防災行政無線（同報無線）、行政区の放送設備による広報

できるだけ簡潔な広報文を作成し、白馬村防災行政無線（同報無線）による臨時放送を実施する。また、場合によっては区長へ、行政区の放送設備による放送を依頼する。

- (2) 広報車による広報

広範囲かつ同時に行う広報手段としては劣るが、一定の狭い地域で、特に災害の危険に切迫している場合は、確実に情報を伝える手段として有効である。

広報車の確保については、総務部総務班長の協力を得て行い、やむを得ない場合には一般車両とハンドマイクを用いて行う。

- (3) テレビ、ラジオを通じた広報

テレビ、ラジオを通じた広報は、同報性に優れ、複雑な内容の情報伝達が期待できるが、確実性や地域に密接した情報の伝達という面では劣る。必要に応じて、積極的な利用を図る。利用の方法は、県を通じて放送機関に要請することになっている。

第5節 避難活動

警戒宣言発令時に村民、旅行者等が安全に避難することができるように、避難の方法をあらかじめ定め、村民等の生命、身体を保護する。

第1 避難の勧告・指示（緊急）等及び誘導

1 避難対象地区

警戒宣言発令時に、本部長（村長）が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発する地区は、急傾斜地接近地区等災害の発生が予想される地区である。

2 避難勧告と避難指示（緊急）の基準

避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対しては、避難に要する時間を見込んだ早期の段階において「避難準備・高齢者等避難開始」を発する。

避難が必要と認められる地区には、「勧告」として出すことを原則とし、災害発生の時間的切迫や避難の状況に応じて「指示（緊急）」に変更する。

3 避難勧告・指示（緊急）等の伝達方法

避難の勧告又は指示（緊急）等の伝達は、原則として行政区又は自主防災組織を通じて行う。

（1）行政区又は自主防災組織による方法

総務部総務班長は、当該地区内の区長等に連絡し、行政区あるいは自主防災組織を通じて住民に伝達する。このとき、必要に応じて警察官、消防団員等にも協力を要請する。

（2）広報による方法

対象地区が広範囲にわたる場合や、災害が切迫している場合は、前節の広報計画によるものとする。

4 避難勧告・指示（緊急）等の内容

（1）発令者

（2）避難を必要とする地区名

（3）避難を必要とする理由（危険状態）

（4）避難場所

（5）避難経路

（6）注意事項

ア 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止措置

イ 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防災対策

ウ 家の戸締まり

エ 携行品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること

オ 行動しやすい服装

カ 消防職員、消防団、村職員、警察官等の避難誘導者の指示に従うこと

第2 警戒区域の設定

1 設定予定地域

警戒区域の設定予定地域は、避難対象地域のうち特に危険が大きく、住民の生命又は身体を守るために住民の避難意思の有無にかかわらず、全員退去及び立入禁止の措置を必要とする区域とする。

2 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定に伴う退去及び立入禁止措置等の規制は、村職員・消防団員が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官に協力を要請し、できる限り防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

第3 避難の方法

- (1) 避難は行政区、自主防災組織を単位とした集団避難を原則とする。
- (2) 避難の開始時期は、次のとおりとする。
 - ア 警戒区域にあつては、警戒宣言発令後直ちに行う。
 - イ 警戒区域以外の避難対象地域は、避難勧告・指示（緊急）後直ちに行う。
 - ウ 避難対象地域以外の地区は、居住する建物の耐震性、地盤などの状況に応じて、自主的に判断して避難するものとする。

第4 避難状況等の報告

区長あるいは自主防災組織の長及び避難所となった施設の責任者は、避難完了後に次の事項について総務部総務班長に報告する。

- (1) 避難地区名
- (2) 避難者数
- (3) 必要な救助保護の内容
- (4) 村長に対する要請事項

第5 避難所の運営

- (1) 村は、行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難所を運営する。
- (2) 避難所にはその運営等を行うために必要な村職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

警戒宣言発令時における食料、生活必需品、飲料水の確保に努め、発災後の応急活動に支障のないよう対策を講ずる。

第1 食料、生活必需品の確保

食料等の確保のため、村及び村民は次の事項を行う。

1 調達の方法

必要な食料は、村民の自主防災活動による自助努力によって確保することを基本とする。

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 村

村は、備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。

村民に対し、必要以上の買いだめをしないよう呼びかける。

(2) 村民

3日間、可能な限り1週間分程度の非常用食料の準備を行う。

第2 飲料水の確保

飲料水を確保するため、村及び村民は次の事項を行う。

1 村

(1) 村民に対して貯水の励行を呼びかける。

(2) 水道部長に対し、防災計画等に基づく給水活動、応急復旧体制等の準備を要請する。

2 村民

(1) 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

(2) 非常持ち出し用の飲料水の準備を行う。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

地震発生後の応急活動を円滑に行うための事前の準備を行う。

第1 村の措置

- (1) 大北医師会等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動準備を要請する。
- (2) 避難所、避難場所等への仮設便所の設置又は建設について準備を行う。
- (3) 清掃、防疫のための資機材を準備する。

第2 村民の措置

し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。

第8節 児童生徒の保護活動計画

警戒宣言発令時における児童、生徒の安全を確保するための措置を行う。

第1 学校長の措置

- (1) 学校長は、警戒宣言が発令されたことを知ったとき、あるいは通知を受けたときは、教職員の誘導によって、児童、生徒を校庭等の安全な場所に速やかに避難させる。
- (2) 避難終了後は、教育委員会にその状況を報告し、児童、生徒の安全な帰宅方法について協議の上、実施する。

第2 保護者の措置

児童、生徒の保護者は、学校での引き渡しを受けるべく、自主的に出向くものとする。
なお、このとき必ず学級担任の教諭の確認を受けるものとする。

第9節 火災対策

発災時の出火防止と消防活動のための事前の準備を行う。

第1 消防署・消防団の措置

- (1) 出火防止のための村民への呼びかけ
- (2) 消防用資機材の点検
- (3) 消防水利の確保

第2 行政区、自主防災組織の措置

- (1) 出火防止のための住民への呼びかけ
- (2) 火災発生時の組織体制等の確認

第3 村民の措置

1 出火防止のための措置

- (1) 不必要な火気の使用を避ける。
- (2) 火気を使用する場合も短時間に行い、使用中はその場を離れない。
- (3) 使用していない電気器具のプラグはコンセントより外す。

2 初期消火への備え

- (1) 消火器等の器材を準備する。
- (2) 浴槽に貯水し、バケツ等を準備する。

第10節 防災関係機関の講ずる措置

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第1 中部電力(株)

原則として電力の供給は継続される。

第2 通信 (東日本電信電話(株)、KDD I (株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株))

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信のそ通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言版・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

第3 金融機関

原則として営業は継続されるが、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域内にある金融機関への国内為替業務等は停止される。

第4 東日本旅客鉄道(株)

地域の実情に応じて、可能な限り運転(原則として徐行運転)される。
ただし、地震防災対策強化地域への進入は禁止される。

第5 アルピコ交通(株)

地域の実情に応じて、可能な限り運転される。

第11節 交通及び輸送対策

警戒宣言発令時における交通及び輸送体制を確保し、防災応急活動に支障のないよう対策を講ずる。

第1 交通対策

- 1 車両の走行自粛を呼びかけるとともに、自動車運転者に対し、次の措置の周知徹底を図る。
 - (1) 警戒宣言が発せられた場合
 - ア 地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切る。このときエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
 - (2) 大規模な地震が発生した場合
 - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切る。このときエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
- 2 緊急輸送のため必要に応じて、大町警察署に交通規制を要請する。

第2 輸送活動

緊急輸送の本格的活動は、地震発生後と予想されるので、警戒宣言発令時においては、地震発生後の応急活動を円滑に行うための要員、車両、航空機、燃料及び資機材等を可能な限り確保し、輸送の準備を整えることを基本に、警戒宣言発令時の輸送を行う。

1 警戒宣言発令時の緊急輸送

- (1) 村又はその他の防災関係機関の防災活動要員の配置あるいは配置替え及び交替要員の輸送
- (2) 緊急に手術等の措置を必要とする患者の輸送
- (3) 食料、生活必需品、その他の物資及び防災活動上必要な輸送

2 輸送体制の確保

- (1) ヘリポート、物資輸送拠点の確保
- (2) 車両、要員及び燃料等の確保と点検の実施
- (3) 村有車両及び防災資機材が災害を受けないための措置
- (4) 緊急輸送車両の確認手続き
- (5) 輸送路確保のための交通規制及び必要な措置

第12節 自主防災組織の活動計画

警戒宣言発令時における自主防災組織は、迅速かつ的確に実施し、防災応急活動に支障のないよう対策を講ずる。

第1 自主防災組織の本部設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営するとともに、活動体制の再確認を行う。

第2 情報の収集・伝達

- (1) 村からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 防災応急対策の実施状況について、必要に応じて村へ報告する。

第3 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

1 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

2 落下物の除去

タンス、食器棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を実施する。

3 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等、出火防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使用しない。

4 非常持出し品等の準備・確認

備蓄食料、飲料水等非常持出し品の準備や確認を行う。

5 夜間の対応

夜間の発災に備え、履物、懐中電灯、非常持出し袋等は枕もとに準備する。

第4 避難活動

- (1) 行政区あるいは自主防災組織単位の集団避難に努める。
- (2) 避難勧告又は避難指示（緊急）による事前避難の場合は、その内容を住民に伝達し、速やかな集団避難に努める。
- (3) 自力避難の困難な避難行動要支援者については、協力して避難を実施する。
- (4) 避難完了後は、その状況を確認し村に報告する。

第13節 事業所等対策計画

警戒宣言発令時には一般家庭と同様、村内の事業所等にも防災対策を講ずるよう指導し、特に、危険物を扱う事業所に対しては注意をする。

第1 事業所等に対する防災対策の指導

防火管理者協議会等の関係団体の協力を得て、事業所等における防災対策の実施を呼びかける。

- (1) 事業所等における防災対策の確認及び確立
- (2) 発災に備えての応急保安措置の実施
- (3) 必要に応じた従業員の帰宅措置の実施